自治基本条例の策定検討状況と今後の予定について

1. 自治基本条例とは

- ① キーワード:「自治」「基本」「条例」
 - 「自治」…「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」(茂原市基本構想にうたわれた「共生」と「共創」の理念)
 - 「基本」「条例」…まちづくりの担い手(市 民・行政・議会・企業・団体等)が共有する基本的なルール
- ② 自治基本条例の定義(例) 地方自治体の運営について、住民自治に基づき、市民の権利と責務を明らかにするとともに、行政・議会の役割を明確にする、地方自治体の法体系の最上位に位置づけられる基本的条例(図1)

2. 自治基本条例の意義

- ① 「共生」「共創」の見える化
 - これまでは、経済成長・効率性を優先するあまり、まちづくりにおいて行政が計画立案から実行までを主導し、市民が「蚊帳の外」に置かれており、ともすれば行政不信(税金の無駄遣い)・議会不信(選挙のときだけ)に陥りかねない現状でした。
 - 自治基本条例で市民等を「まちづくりの担い手」とし
 て明確に定義することにより、市民の行政に対する 図2「外野」から「全員野球」
 「監視・不信・コスト追求」を「協働・信頼・コスト応分負担」へシフトしていく
 必要があります。
 - 茂原市基本構想にうたわれている「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく『共生』と『共創』のまちづくり」を「見える化」する必要があります。
 - 野球の試合に例えれば、これまでは内野(行政)中心の野球でしたが、近年、ボランティアや NPO などの新たな外野手(担い手)が表れています。今後は人口が減少し、税収が大幅に減る一方で、公共施設の耐震化や生活道路の整備などの課題が山積みであり、文字どおり「全員野球」で試合に臨まなければなりません(図 2)

② ハード整備からソフト整備へ

- 市民アンケート調査(H2O年度実施)によると、ハード面(施設・道路・上下水道など)についてある程度満足度が得られている一方で、ソフト面(保健医療、安全・安心、適切な行財政運営など)について、もっと力を注ぐべきと考えられています。
- 従来の「税負担→サービス分配」という仕組みは、高度経済成長期には成り立っていましたが、経済低迷が長引く現況では、歳出抑制が困難になっています。

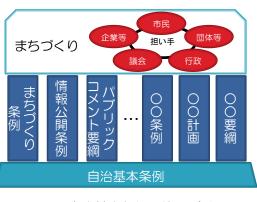


図 1 自治基本条例の位置づけ

3. 自治基本条例の検討経過

- ① 共生と共創のまちづくりもばら市民塾(「市民塾」と略記)
 - 平成 23 年(2011年)、市民参加のまちづくりを進めるため、茂原市の行政や議会のしくみ、市民協働や市民参画など、まちづくりに関する基礎知識について学ぶ「共生と共創のまちづくりもばら市民塾」を開催しました。全7回(うち2回は公開講座)の講座に39名の受講生が参加。単なる講義形式だけでなく、対話や交流を交えた学び合いの講座となりました。
- ② 茂原市自治基本条例を考える市民の会(「市民の会」と略記)
 - 「市民塾」の流れを受け、これを実践に移し、まちづくりの理念や基本的ルールを 定める「自治基本条例」について検討するため、「市民の会」委員を一般公募しました。「市民塾」の修了者 20 名および新たに加わった 15 名の委員により、平成 24 年(2012年) 1 月に「市民の会」が設置されました。
 - おおむね月に 2 回、これまでに 26 回の会議を重ねており、「自治基本条例についての基本的な考え方」を「提言書」として取りまとめ、市長に提出する予定です。
- ③ (仮称)茂原市自治基本条例素案検討協議会(「協議会」と略記)
- 「市民の会」から提出される「自治基本条例についての基本的な考え方(提言書)」 を受けて、市長は「協議会」に条例素案の作成を依頼します。
- 「協議会」には議会の代表、市民の会の代表、行政の代表、市民(団体の代表者等)、 学識経験者などさまざまな立場の方が参加し、条例素案を作成します。

